

平成 2 9 年 第 2 回 宇 治 田 原 町 議 会 定 例 会

目 次

○第 3 日 (平成 2 9 年 6 月 1 4 日)

議 事 日 程 (第 3 号)77

日 程 第 1 一 般 質 問79

1. 垣 内 秋 弘 議 員79

2. 原 田 周 一 議 員87

3. 馬 場 哉 議 員94

平成29年第2回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

平成29年6月14日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 垣内秋弘 議員
2. 原田周一 議員
3. 馬場 哉 議員

1. 出席議員

議長	12番	田中	修	議員
副議長	1番	谷口	重和	議員
	2番	松本	健治	議員
	3番	垣内	秋弘	議員
	4番	馬場	哉	議員
	5番	浅田	晃弘	議員
	6番	原田	周一	議員
	7番	山本	精	議員
	8番	藤本	英樹	議員
	9番	山内	実貴子	議員
	10番	今西	久美子	議員
	11番	谷口	整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷	信夫	君
副町	長	田中	雅和	君
教育	長	増田	千秋	君
総務部	長	久野村	観光	君

健康福祉部長	光嶋隆君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
税住民課長	長谷川みどり君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
建設環境課長	垣内清文君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	青山公紀君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君
社会教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（田中 修） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。

垣内秋弘君の一般質問を許します。垣内君。

○3番（垣内秋弘） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして、3番、垣内秋弘が質問いたします。

3件ございますが、まず1件目は、シビックゾーンの開発における雨水・治水対策について質問をさせていただきます。

今後、シビックゾーンにおいて、庁舎をはじめ、山手線、南北線及び周辺の開発がよいよ本格的にスタートしようとしております。地盤整備が進み箱物等が建設されますと、必然的に雨水・治水対策が必要になってまいります。今から五、六年前にシビックゾーン北部において、山本商事株式会社が開発を計画されましたが、当時6区画の造成を計画され、おのおのの区画ごとに調整池を設置する中で一時的な降雨を貯水し、バイパス配管を設け、徐々に糠塚川へ放流していく形式で計画されたわけでございます。最終的には、開発計画そのものが中止となり、現在は太陽光発電が設置されております。

一方、南部につきましては、今後、開発計画が進むにつれて、雨水・治水対策が必要になってまいります。具体的にどのような対応を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） おはようございます。

それでは、ご答弁申し上げます。

現在のシビックゾーンにつきましては、エリアの北側に太陽光発電施設が設置されており、降雨時の対策として雨水が一度に流出しないよう、敷地全体で一時的に貯留できる機能を有しております。

また、エリア南側の土砂採取跡地については、既存の全量カットの調整池で雨水等の調整を行っているところでございます。

開発に伴う治水対策につきましては、下流域の安全のため大変重要であり、開発指導においては重要な課題であると認識しております。

そうした中で、京都府におきまして本年7月1日より、災害からの安全な京都づくり条例が施行される予定となっております。この条例の中に、「1ヘクタール以上の開発については、重要開発調整池の設置等が義務づけられる場合がある」などを盛り込み、総合的な治水対策が求められてきております。

なお、庁舎建設予定地の治水対策につきましても、調整池の検討を行っているところでございます。

これからも、開発事業者にはしっかりと協議・指導してまいりたいと考えております。開発規模や内容によっては、京都府とともに協議を行い、必要な対策を講じるなど指導してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） シビックゾーンにおいて、比較的早い時期に建設されるのが庁舎であることからすると、治水対策については、答弁にありましたとおり、京都府において調整池の設置も含め、条例の施行の検討を行っているということでありまして、本町においても今後の中で開発計画が具現化したときには、その条例に基づきまして業者指導を果たしながら進めていただき、災害防止につなげていただきたいというふうに思います。

次に、2点目につきましては、河川改修についてお尋ねいたします。

50年に一度の確率で起こるであろうとされる降雨量の数値で1時間当たり最大雨量を145.7ミリで算出されますが、6年前の7月に発生したゲリラ豪雨で、1時間当たり114ミリが計測されました。当時、糠塚川は部分的に氾濫し、自治会館がもう少しで浸水する危険な状態になったことがあります。

このたびの庁舎移転計画で、災害に強い庁舎が完成したとしても、その影響で住民が災害に遭い、安心・安全が担保できなければ、大変困るわけであります。

今、計画されている庁舎の位置関係からいきますと、南北線を分水嶺としたとき、南北線の東側はほぼ全ての雨水が袋谷川及び糠塚川に放流されることとなります。袋谷川及び糠塚川は川底が浅い上に、護岸工事ができていない箇所が各所にあり、根本対策が必要であります。

一方、将来的には贅田谷川の改修や補強も必要であり、今後における河川対策や改修への基本的な考え方と計画をお伺いいたします。先般、袋谷川及び糠塚川の河川調査も

実施していただきましたが、その結果とあわせまして、今後の取り組みについてどのような対応をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 河川改修については、治水対策として大変重要な課題であり、シビックゾーン内の庁舎建設や宇治田原山手線などの道路整備とあわせて検討する必要があると考えております。

流末河川であります、町管理の普通河川贅田谷川、袋谷川及び京都府管理の一級河川糠塚川の流下能力について確認しておりますが、未改修河川でもありまして、現状能力には不安が残るところでございます。そのため、町管理河川については、河川の改修、補強等について検討を行っているところでございます。

また、京都府管理河川については、府河川管理者と協議をし、短期的な対応とともに、中長期的にも検討していただけるよう、従前要望以上をお願いしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 町管理の贅田谷川、袋谷川及び府管理の糠塚川の流下能力について、未改修河川で現状能力には不安があるため、町管理河川については河川の改修・補強等の検討を行っているという前向きなご答弁をいただきました。安心・安全を担保するためにも、庁舎建設と並行して進めていただきたいというふうに思います。

なお、府管理河川は、短期的な対応とともに、中長期的にも検討していただけるよう、府に要望するとご答弁をいただきましたが、具体的に短期的、長期的とはどのような区別をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 河川管理の短期的な対応と申しますが、しゅんせつなどの維持管理上必要なもので、修繕工事などであると認識しております。

また、長期的なものとは、河川の計画から検討する河川の整備事業というふうに考えております。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 過去、ここ十二、三年余りの中で、糠塚川のしゅんせつを3回実施していただいております。これは、京都府の公募事業の中で実施していただいております、あわせまして災害時における護岸の部分改修も行っていただいておりますが、とにかく土砂がたまりやすいために、都度、しゅんせつしていただいております。昔はそんなこ

とはなかったわけですが、最近、周辺における開発の影響もあるというふうに思っております。

いずれにいたしましても、シビックゾーンの整備に当たって、町が全体構想を立案し、全体の開発計画の中で治水対策を計画していただきたいと思うわけですが、どのように考えておられるのか、あわせてシビックゾーンから袋谷川、糠塚川、贄田谷川への放流をどのような位置で、どのような方法で考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） シビックゾーン整備におけます治水対策につきましては、さきにも申し上げましたとおり、大変重要なことであると認識をしております。開発計画を含めまして、シビックゾーン全体の治水対策は、京都府とともに協議、検討していくものと考えております。各河川への放流位置や手法につきましても、現在、検討しているところでございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 雨水・治水対策で、一時的には調整池、そして二次的には各河川への放流位置や手法により、河川への負荷にも左右されることになるわけですが、京都府とともに協議、検討をしていただくのは結構でありますし、そのためにやはり地元地域への情報提供、そして意見調整を図りながら、前向きに進めていただきますようよろしくお願いいたします。

次に、2件目は人口減少対策についてお伺いいたします。

我が国における最大の国難の一つであります人口減少対策については、全国的に人口減少する中で、各市町村が人口を奪い合う競争ではなく、日本の人口をふやす施策が重要であります。以前にも、私、申し上げましたが、人口の奪い合いは根本的には非常にナンセンスな問題であります。とはいいましても、人口を増加させる特効薬的なものはなかなか見当たりませんが、要は出生率を上げていくしか方法はないのであります。

3年前に全国平均出生率が1.43人であったとき、当時、政府は25年先を見通して2.07人まで引き上げる目標設定をされましたが、現状段階の推移ではとてもほど遠い数値であります。中でも、京都府はワースト2とか3でありますから、夢物語のような数字であります。ましてや、現在の若者の結婚する率は年々低下しているため、なおさら出生率を上げなくてはいけない厳しい状況であります。

さて、本町において、平成28年度から第5次まちづくり総合計画がスタートした中

で、地方創生においては人口ビジョン目標も設定されたわけであります。平成52年（2040年）に1万人の人口に目標設定した取り組みを積み重ねていかなければなりません。社人研の推移見通しとの差は、約2,600人を増加させていかななくてはなりません。単純に割っても、毎年約105人ぐらい増加させていく必要があります。若者、特に若い女性が住み続けたいまちにしていかなければなりません。

町長は、町長選の公約の中でも、未来づくりの中で人口減少対策、定住・移住対策の推進を挙げておられますし、今年度、施行方針の中でもこの問題を挙げておられます。将来のまちづくりと町の活性化を図る上では必要なことではあると思いますが、現実には甘い取り組みでは目標達成はほど遠い数字のように思えてなりません。

私は、目標設定時の議論の中でも申し上げましたが、最終1万人の目標に対し、毎年推移と評価を行い、次につなげることが大事であると思います。地方創生総合戦略の実施年5年の中で、ことしは中間年に当たるわけでありますが、町長の人口減少対策に取り組む熱い思いと、現在、新庁舎も計画されている中で、将来のまちづくりにどのようにリンクさせていくのか、総合的に慎重な判断も必要であります。

町長のお考えをお聞きするとともに、平成28年度の人口推移、現状の評価等あわせてご所見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、垣内議員のご質問にお答えをいたします。

私はさきの町長選、また3月議会定例会の施政方針におきまして、人口減少対策と移住・定住対策の推進を「未来づくり」として、ハード整備を中心とする「みちづくり」及び「拠点づくり」と相互に関連させるため、「最重要の三本柱」として取り組みに掲げ、皆様にお約束をさせていただいたところでございます。

そして、その三本柱の具現化のため、第5次まちづくり総合計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略に共通する、平成52年の将来人口目標1万人の達成のための一里塚となる具体的な施策群、まちづくり戦略に基づく取り組みを進めているところでございます。

私の2期目任期の初年度となる平成29年度当初予算においては、新たな町内の新築・中古住宅を取得し、移住・定住された方への奨励金や、町内の空き家と農地を一体的に活用する移住者、また町に転入・定住する従業員を雇用した事業者への新たな移住・定住のための支援施策のほか、既に制度化しております、他市町村よりも手厚い子育て支援策に加え、高校生通学費補助金の大幅な拡充や、新たに子育て世代包括支援セ

センターの構築を図るなどの子育て支援策を具体化してまいりました。

また、今議会の補正予算にご提案させていただいておりますように、持続可能な町内公共交通の新たな形に取り組むなど、まちづくり戦略の一層の具現化を進めているところでございます。

しかし、平成28年度における本町の人口推移を見てみますと、出生・死亡による自然動態、転入・転出による社会動態ともマイナスとなっており、議員ご指摘のとおり、この大きな目標の達成に向けては、出生率の向上とあわせ、さらなる人口減少対策が喫緊の重要課題であることについて危機感を再認識したところでございます。

一方で、さきに述べた各計画の将来人口達成に向けた基本的な考え方は、出生率の向上、純移動率の均衡とあわせ、新名神高速道路、都市計画道路宇治田原山手線の整備効果などによるIターン、Uターン等を促進することにより、社会増をふやすこととしているものであります。

このようなことから、冒頭に申し上げましたとおり、まずは私がお約束させていただいております最重要三本柱、そしてまちづくり戦略を着実に推進する中で、将来人口の達成に向け取り組んでまいる所存でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 人口減少対策は、風潮に期待するだけでなく、具体的な構想と施策が重要であるというふうに思います。

具体的には、1つ目といたしまして、婚活支援、パートナーを見つけるための条件整備。そして2つ目は、子育て支援、安心して子育てできるシステムの構築。そして3つ目は、やはり教育の支援。現在社会では非常に金がかかるということですから、この辺の支援。そして4つ目は、雇用・起業を支援する。働く場、さまざまな能力と仲間が必要であります。5つ目は、移住を支援する。今、申し上げました項目のライフサイクルに応じた住む場が選べる条件づくり、このような条件面で少しでも向上することが重要であると考えているところでございます。

本町でも、個々の項目についても徐々に改善を図っていただいておりますが、さらなる改善を図り、他市町との差別化を図ることが人口増につながると思いますが、お考えと今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、まちづくり戦略に基づき、人口減少対策のためのさまざまな本町独自の施策を具体化し、推進しておるところでございます。

このような、既に多くあります、他市町村にない本町のいいところにつきましては、さらなるシティプロモーションを進めること、また、住民の方々が本町に抱く誇りや愛着という、いわゆるシビックプライドといったものを醸成することが非常に重要であるかと存じます。

また、まちづくり戦略については、計画期間のスタートとなった昨年度より、外部有識者等によります、地域創生総合戦略推進委員会におきまして、各施策や数値目標の進捗状況の確認と、その着実な推進のためのご意見をいただいているところでありますが、戦略の計画期間の中間年であります今年度におきましては、これまでの進捗を踏まえた新たな取り組みにつきまして議論の俎上にのせ、さらなる施策化を図ってまいり所存でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま、移住・定住をはじめ、子育て支援策の一例を挙げ、Iターン、Uターンを促進することにより、社会増につなげていきたいとご答弁をいただきました。

今後、長い目を見たとき、人口をふやすためには出生率の向上が必須条件であり、それ以外に要因が見当たらないと言っても過言ではございません。先般、新聞でも出ておりましたが、昨年での出生率が100万人を切ったという記事も出ておりました。そして、その中で第1子が非常に激減していると。こんな記事も載っておりました。

今、本町の中で、40歳前後での男女を問わず、どこの地域においても結婚をしていない若者が結構います。おのおの未婚の理由はあるでしょうが、そのような人たちに結婚をしてもらって、まちの活性化、人口減少対策につなげてもらうことも重要であります。

そこで、本町に住むことを前提に結婚祝い金を出して、結婚を助成するとかの検討も必要ではないかと思えます。あの手この手を尽くしながら、少しでも人口減少を食い止めることが重要であります、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 人口減少への対策としては、出生率の向上とIターン、Uターン等

による社会増が最重要であることは申し上げたとおりでございます。

その中でも、出生率の向上のためには、子どもを産み、育てやすい環境づくりを推進することはもちろん、若い方々が結婚したいと思えるような社会の構築が必要ですが、近年の社会経済情勢や個人の価値観の変化等により、晩婚化、未婚化が進展する状況下でございます。

これらの対策には、各自治体の取り組みはもとより、国としての施策充実を望むところでございますが、本町としても手をこまねいているわけではなく、これまでも婚活事業への支援や結婚・子育てでポジティブキャンペーンとして、結婚・妊娠・子育てを楽しく幸せだと感じていただくための交流や啓発、講座の開催等を実施しております。さらには、町内企業の社員と町職員の若手人材交流により、今後の婚活支援や移住促進につなげる取り組みの議論なども進めておるところでございます。

こうした中で、議員ご提案の結婚祝い金につきましても、有効な手段の一つであろうと推察いたしますが、まずは予算化しております各種事業の推進に努め、効果検証等を踏まえる中で、今後の新たな取り組みについても議論してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） 人口というのは、町の将来を展望したときに活性化するか、また発展するか、そういったひとつの基礎のベースになっていきますので、ぜひ、みんなが関心を持ってこの難しい難問に取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、ぜひ積極的な取り組みをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3件目は、雨量計の増設についてお伺ひいたします。

最近の降雨は、集中的に地域を限定せず、ゲリラ的な降雨による災害につながるケースが多々あり、局所的な豪雨に対しては、敏速かつ的確な情報が求められるため、きめ細かな情報を把握することが必要であります。

今後、庁舎の移転に伴い、防災管理拠点となるシビックゾーンの新庁舎場所に雨量計を新たに設置してはと思ひますが、早目の検討と府への増設の要請をお願ひしたいわけでございますが、お考えをお聞ひしたいと思ひます。

○議長（田中 修） 清水総務課長。

○総務課長（清水 清） 平成26年8月には広島市土砂災害が、また平成27年9月には関東・東北地方では記録的な豪雨に見舞われ、河川の氾濫や土砂崩れが発生するなど、

全国で今までに経験したことのないような大災害が発生しております。

本町におきましても、平成24年8月の京都府南部豪雨災害、平成25年9月の台風18号災害により、甚大な被害が出たところでございます。

ご質問にありました雨量計につきましては、京都府に確認しましたところ、府内の雨量計は一定間隔に必要な数量は設置済みであり、新たな雨量計の増設は現在のところ考えていないとのことでありました。

本町といたしましては、シビックゾーンに移転予定である新庁舎に雨量計の設置をしっかりと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 垣内君。

○3番（垣内秋弘） ただいま、新庁舎に町独自で雨量計を設置するとご答弁いただきました。情報の把握と提供に、有効に活用していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、垣内秋弘君の一般質問を終わります。

続きまして、原田周一君の一般質問を許します。原田君。

○6番（原田周一） 通告に従いまして、6番、原田周一が質問いたします。

まず、1問目は、地中熱利用についてであります。

過日、フランスはパリにおいて、地球温暖化対策を話し合うため、国連気候変動枠組み条約会議「COP21」で、温室効果ガス排出削減に取り組むべく、先進国、途上国を含め196カ国が参加し、世界共通の課題として、参加国全ての国が温室効果ガス排出削減の「COP21パリ協定」が18年ぶりに新たな採択がされました。

しかし、先日、世界第2位のCO₂排出国であるアメリカ大統領が協定から離脱するとの報道があり、非常に残念な思いであります。

また、その18年前には、京都議定書で温室効果ガスの抑制が示され、本町においても平成19年より「KES環境マネジメントシステム」の認証取得をされ、町行政みずから率先して環境に配慮した取り組みが進められてきました。

その後、27年度からは、町独自の町環境マネジメントシステムとして今日に至っています。また、現計画（地球温暖化防止実行計画の事務事業編）は24年度から28年度までで、29年度から新たな計画策定の予定と聞いております。

昨年11月に示された、新庁舎基本計画案の中で、再生可能エネルギーの有効活用として、太陽光発電や地中熱、地下水熱の有効活用の環境配慮方策・技術など、環境に優しい方策が示されました。

EUでは、2009年6月に空気熱・地中熱・水熱——これは海水熱、河川水、地下水など——を自然界に存在する永続的に使用可能なエネルギーとして再生可能エネルギーとして定義され、我が国においても2009年8月に施行されたエネルギー供給構造高度化法において、再生可能エネルギー源が法令により定義されました。

地中熱においては、ご承知の方も多いと思いますが、地表からおよそ地下150mの深さまでの地中にある熱のことで、深さ10m以深の地中温度は、季節にかかわらずほぼ安定していて、その地域の平均温度よりも少し高い温度になっています。その温度は約15℃で、この安定した熱エネルギーを地中から取り出し、冷暖房や給湯などに利用することで、その研究は1912年スイスで特許が取られ、その後、1946年ごろからアメリカで本格的な研究が始まり、我が国でも1950年代半ばから研究が開始され、欧州・米国では1990年代初旬から本格的に普及し、我が国では1990年代後半から普及し始め、本格的に普及したのは2004年以降で今日に至っております。

先ほどの京都議定書以来、当時は南国ツバルの海水面の上昇、また、北極海における氷山の融解によるホッキョクグマがアザラシなどの餌の捕食ができないため、痩せた姿の映像など、衝撃的なシーンが何度も流されたことは今も記憶に強く残っております。

私は、その後におきまして、地中熱利用に関する資料、文献など、今日まで少しずつではありますが、集めてきました。

地中熱利用は、電力消費量46%削減、CO₂発生量は50%の削減可能と言われております。

新庁舎の建設に当たり、地中熱利用について担当課の見解をお聞きします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 新庁舎建設に伴います地中熱利用についてのご質問でございますが、平成26年11月よりご審議をいただいております、庁舎建設委員会からもイニシャルコストの軽減への配慮はもちろんのこと、大きな比重を占める日々の維持管理費や光熱水費などのランニングコストをできるだけ抑制できるような施設づくりを目指すようにとご意見をいただいているところでございます。

また、議員ご指摘のとおり、行政みずから環境負荷を低減する取り組みは非常に重要であると認識するところでございます。

本年1月に策定しました新庁舎建設基本計画で、7つの基本方針を定める中で、環境負荷を低減し、長寿命化に配慮した庁舎を目指すこととしてございます。

議員ご指摘のとおり、地中熱につきましては直接エネルギーをつくり出すといったこ

とではなく、年間を通じて安定した地中温度を利用し、エネルギー消費を抑えるとともに、CO₂の排出削減に非常に有効であると認識するところでございます。

地中熱や自然光の活用、太陽光発電等々の再生可能エネルギーの有効活用を今後の設計段階で、環境負荷低減への責務と費用対効果の点にも配慮しつつ検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、2回目に移ります。

過日のCOP21のタイミングに合わせたように、本町での新庁舎の建設計画であります。

先日、議会委員会において、近隣の庁舎視察時に、ある自治体の説明の中で、年間の維持費が約1億円もかかるとの説明を聞きました。

今回の新庁舎建設計画は、住民の安心・安全、また、将来の町の発展という面から考えても、非常に有意義であると認識しております。

地中熱エネルギー利用関連で、国の補助額は、地方公共団体には事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性、資金調達など、具体的な事業化計画の策定費用として、定額1,000万円を上限としての制度があります。

また、事業費として低酸素社会の構築に資する発電、熱利用、供給設備など、集中管理システム、計測、モニタリング装置など付帯設備の導入支援として、補助率で3分の2の補助金があります。設備にかかる費用は使用状況にもよりますが、8年から10年で償却できるとのデータも出ております。

現在、新庁舎建設計画は、基本設計の段階とお聞きしております。また、予定では支持層まで基礎杭による工事予定との説明も受けております。

地中熱利用の工法としては、ボアホール方式、水平方式、基礎杭方式などがあります。また、利用システムによる採用実績では、基礎杭工事の一部杭利用の施設として、川越市の新斎場新築工事（30m杭のうち13本）、川口市斎場建設工事（55m杭のうち10本）、五所川原消防署（52m杭のうち45本）のほか、その他、民間企業においても大阪市の農機具メーカーの本社新築工事など、9mから35mの杭利用の施設が多数の実績としてあるようです。

そこで、2回目の質問ですが、新庁舎建設計画では約30mの基礎杭を施工予定であるということから、構造上での基礎杭はもちろんのこと、環境に優しい庁舎として積極的に取り組むべきであると考えております。構造上、必要な基礎杭を活用することで、

地中熱利用の導入費用を低減することができ、30年、50年先を見据えて、環境に負荷のかからない、そしてランニングコストの安い地中熱の利用について、今回の新庁舎建設に当たり、再度ご意見をお伺いいたします。

○議長（田中 修） 山下プロジェクト推進課長。

○プロジェクト推進課長（山下仁司） 議員ご指摘のとおり、地中熱エネルギー利用導入による補助制度はありますが、年度ごとに補助対象も変化しており、導入する年度にどのような制度になっているか、情報収集を今後も進めてまいりたいと考えております。

議員から実績のご紹介がありましたとおり、本町も新庁舎建設予定地で杭基礎を予定しておりますので、地中熱利用導入は経済的に有利に施工できるのではないかと想定をしているところでございます。

しかしながら、環境負荷低減の責務は十分認識しておりますものの、現時点では、新庁舎に設置する設備内容が未確定で消費エネルギー量を算出することができないことから、今後の設計段階におきまして、イニシャルコストまたランニングコストを試算し、補助制度も確認する中で総合的に導入の判断をしてまいりますので、ご理解賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） それでは、3回目伺います。

地中熱利用導入に向けて積極的に検討いただいておりますので、ぜひとも実現されるよう願うところであります。

本町には、公共施設として文化センター、体育館、保育所、小中学校などがあります。中でも小中学校においては、先日、教育長は施設一体型の方針を示されました。小中学校については、今後、検討されていくとは思いますが、地中熱利用は省エネルギー性、省CO₂性、天候に左右されない安定性、日本中どこでも利用可能、また、冷房排熱を外気に排出しないヒートアイランド抑制効果など、非常に多くのメリットがあります。

先ほども一部事例紹介しましたが、地中熱利用のメリットを生かすべく、東京スカイツリー、東京国際空港国際線旅客ターミナルビルなどの大型施設にも採用されております。

本町のこれらの公共施設に関しても、環境に優しい地中熱利用を考えるべきと思います。町長の地中熱に関するご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 原田議員におかれましては、環境問題に熱心にお取り組みをいただ

いておりますことに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。

地中熱の有効活用を含めた再生可能エネルギーの導入については、第5次まちづくり総合計画において、積極的に推進するとしており、また、環境保全計画においても再生可能エネルギーの利用促進や温室効果ガス排出量の削減に向けた数値目標を設定しているように、地球温暖化対策の取り組みは重要であると認識をしておるところでございます。そういった中で、地中熱利用については、議員ご指摘のとおり省エネ効果やCO₂排出削減に非常に有効であると考えております。

しかしながら、日本国内での普及率が非常に低く、まだまだ進んでいないのが現状であり、要因といたしましては、やはり設置費用にあるのではないかと感じるころございます。

地中熱を利用した環境に優しい公共施設の推進につきましては、新庁舎に導入することとなれば、その実績を精査しつつ、また、国の補助金制度や普及に伴う設置費用の低減等の状況を確認しながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 日本国内での普及について、まだまだ進んでいない現状の要因として、設置費用にあるのではとのことですが、地中熱に対する認知度がまだまだ低い、設備導入に係る初期コストが高い、設備の高性能化が十分に進んでいないなどの課題は過去ありましたが、東日本大震災以降、国において再生可能エネルギーに対する認識の変化及びNEDOをはじめとした研究予算も大幅に増加され、北海道大学をはじめとした各研究機関の研究進捗により、コスト面、効率面、工法など、飛躍的にここ数年進歩しております。また、補助金についても昨年度の例などを見ても応募が多く、審査も厳しくなっているとの情報もあります。

当局の再生可能エネルギーに対する取り組み姿勢、条例、要綱、アセスメントなどの整備も必要と思います。当局におかれましては、自然豊かな環境に優しい、人に優しい、ハートのまちにふさわしい新庁舎建設を機に、地中熱利用の採用を強く求めまして、この質問を終わります。

2問目は、在宅医療廃棄物についてお尋ねしたいと思います。

在宅医療廃棄物は、廃棄物の処理法上、一般廃棄物であり、原則として市町村にその処理責任があり、現状、本町では回収後、城南衛生管理組合で処理されています。

在宅医療廃棄物には、感染性の留意が必要な物と必要でない物があり、ごみ出しの当事者のみならず、収集運搬などにかかわる方を含め、正確な情報と知識を持つことが必要であると思います。

厚生労働省の社会医療診療調査によれば、在宅医療のうち最も多く実施されている療法は自己注射であり（約66%）、次いで酸素療法、持続陽圧呼吸法、自己導尿、寝たきり患者の処置、自己腹膜灌流の順であります。また、在宅療法の件数は、高齢化とともに年々増加しているのが現状で、本町においても高齢化率の現状から同傾向と推察されます。

廃棄物処理法による廃棄物の分類は、20種類の産業廃棄物と一般廃棄物に大別され、在宅医療廃棄物は在宅医療にかかわる医療処置に伴い、家庭から排出される廃棄物で一般廃棄物に分類されております。

在宅医療廃棄物は、廃棄物処理法第6条の2第1項の規定に基づき、市町村が一般廃棄物処理計画に従って、運搬・処分しなければならないとされています。

我が国におけるB型肝炎、C型肝炎、HIV感染症の各キャリア——これは感染の状態にある人で症状が出ていない人ではありますが、その人数は、厚労省によるとB型肝炎が約100万人、C型肝炎が約150万人、HIV感染症が1万人とされています。

在宅医療は、特別に感染症患者を対象に実施されるものではないため、在宅医療を受けている人の中にB型肝炎、C型肝炎、HIV感染症のキャリアが存在する確率は、在宅医療を受けていない人、つまり医療機関にかかっている人と同様であるとの発表もあります。

また、医療機関において、感染症患者が使用したもので、針刺しが生じた場合の感染の可能性は、B型肝炎で10%から15%、C型肝炎で3%から5%、HIV感染症0.2%から0.5%との報告もあります。

本町でも、ごみの出し方ハンドブックを作成され、全戸配布をされていますが、その中の記載ではQアンドA形式の中で、「家で使った注射器や医療器具はどう処分すれば」との質問に対し、答えでは「使用した注射針などを他のごみ、特にプラなどに混ぜると、手作業で選別をしている作業員がけがをし、感染症にかかる危険性があります。針の部分をペットボトルなどに入れて袋に入れ、燃やすごみに出してください」との記載があるだけです。医療系廃棄物には、注射筒、カテーテル類、脱脂綿、ガーゼなど、血液が付着した物をはじめ、さまざまな物があります。

本町の、今後のますますの高齢化や交通の利便性、また医療機関の体制などから鑑み

ると、多種多様の在宅医療が今後の展開として考えられます。収集に従事している職員の安心・安全面からも先進事例等に倣い、医療系廃棄物に特化したマニュアルを作成し、住民にわかりやすい廃棄物行政の充実を図るべきではないかと思いますが、いかがですか。

平成28年宇治田原町分別収集計画（第8期）においても、それらに属する記載がありません。過去、城南衛生管理組合議員の際、館内において、ごみの出し方ハンドブックがそれぞれ発刊されましたが、少し表現などにおいて構成市町により違いがありました。そういった面では、構成管内統一のマニュアルを本町から声を出して提案してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田中 修） 垣内建設環境課長。

○建設環境課長（垣内清文） 医療系廃棄物としましては、昨年度、城南衛生管理組合内で収集したプラスチック製容器包装物の選別作業中に、家庭医療用注射針が混入していたという事案がございました。これを受けまして、啓発依頼があり、本町では昨年10月に発行いたしました「宇治田原町ごみの出し方ハンドブック」において、議員が今おっしゃられましたとおり、Q&A方式の中で注意喚起を行ったところでございます。

さまざまな医療系廃棄物について、城南衛生管理組合とその構成市町会議の中で既にこの課題に対して取り組んでおりまして、それぞれのまちの収集状況も確認しているところでございます。

今後も、収集に係る課題に対して、構成市町と情報共有を図り、ともに取り組んでいくことが必要と認識しております。

住民皆様に対しては、これからも広報等による啓発を行い、職員に対しても毎月開催しております清掃作業員の安全会議の中で、さらに作業時の安全管理に留意するよう徹底してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（田中 修） 原田君。

○6番（原田周一） 私は過去、城南衛生管理組合議員の折、プラスチック選別作業現場を視察した経験がありますが、その経験から作業現場で針などの医療系廃棄物を注意深く選別するのは困難であると、私だけでなく、現場を見られた多くの人を感じたと思います。

本来、医療機関での回収、返却を原則としているものの、可燃ごみとして処分も可能であり、ハンドブックによる注意喚起をしても、実際にプラスチック製容器包装物と勘違いし混入した場合は危険であることに変わりはありませんので、さらなる住民の

周知と注意喚起をお願いしたいと思います。

また、本町においては、収集に当たられる方を対象に、毎月、清掃作業員会議をされているとのただいまの答弁で、作業時の注意喚起等をされているとのこと、安全管理に対する認識もされているようですが、収集運搬にかかわる方々は、決まった時間内でエリア内での収集運搬の作業をされています。先ほど、構成市町がこの課題に取り組んでいくことが必要と認識しているとのことのお答えですので、収集運搬にかかわる方々の安全面からも、城南衛生管理組合はもちろんのこと、3市3町の構成市町に対する働きかけで、在宅医療廃棄物に特化したマニュアル作成の実現に向け、本町が積極的に声を上げていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、原田周一君の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉君の一般質問を許します。馬場君。

○4番（馬場 哉） それでは、4番、馬場哉が通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず初めに、小中一貫教育に伴う教育施設のあり方について質問をいたします。

去る3月29日、第1回町議会定例会最終日の全員協議会において、宇治田原町においては小中一貫教育を推進し、その施設については中学校と小学校が、一体型もしくは隣接型が望ましいとの方向性が教育委員会から示されました。教育委員会での協議経過を踏まえて、まずはこの件についてご答弁いただきたいと思います。

○議長（田中 修） 黒川教育部長。

○教育部長（黒川 剛） 施設のあり方につきましては、平成25年2月に宇治田原町における小中一貫教育の推進、宇治田原町小中連携・一貫教育の在り方検討会議審議のまとめにおいて、現行の2小学校の形態を維持し続けるのか、新たに核となる小学校を設ける施設一体型の小中一貫教育校の形態をとるのかの選択が必要な時期が来ると思われるが、いずれにしても、将来の宇治田原町を担う子どもたちを地域を挙げて育てていくという理念にたがわぬ方向性を打ち出す必要があると提示されました。

その後、平成25年度から約3年半、施設形態についての具体的な議論が進んでいなかったところですが、施設の方向性については、教育委員会で議論を行い、まとめていくとしてきたところでございます。

平成28年12月の教育委員会定例会で、教育的視点から施設のあり方を具体的に検討を始めました。

小中一貫教育のさらなる進展並びに両小学校の児童数の減少による諸課題の観点から、4回の教育委員会において議論を行い、2月及び3月には総合教育会議において教育委員会での検討状況、取りまとめの方向性等について意見交換を行いました。取りまとめ内容につきましては、3月議会最終日閉会後の議員全員協議会におきまして、議員各位にご説明を申し上げたところでございます。

取りまとめに至るまでの経過は、以上のとおりでございます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 答弁ありがとうございます。

黒川部長から答弁いただいた教育委員会での協議経過の詳細につきましては、町ホームページの総合教育会議会議録にも記載されていますので、町民の皆様もごらんいただいて、宇治田原町が目指すところの、将来の宇治田原を担う子どもたちを地域を挙げて育てていくという理念について、ご理解いただければと存じます。

さて、ここから町長にお伺いします。

議会の同意を得て、町長が任命した教育長、4名の教育委員で構成される教育委員会が、小中一貫教育の観点から、施設については一体型もしくは隣接型が望ましいとまとめをされたことについては、町長も2月17日の総合教育会議でお聞きになられたと思います。少し例えが違うかもしれませんがお許しいただくとして、教育委員会が示されたまとめは審議会からの答申を受けたのと同じであると私は考えます。当然ながら、首長として尊重すべきものであると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） それでは、お答え申し上げます。

3月17日に開催した総合教育会議において、教育委員会において取りまとめされた方向性について意見交換を行いました。教育委員会での議論は、教育的視点から行われたものであり、経過や考え方をお聞かせいただいたところでございます。

私といたしましては、教育委員会における議論、方向性については、尊重させていただきたいと考えております。教育的視点の整理を一定していただき、引き続き、教育委員会において学校運営、教育制度等をはじめとする諸課題の解決に取り組んでいただくことが必要であろうかと考えております。

町長部局におきましても、まちづくりの観点から諸課題を整理し、課題克服などが必要になってまいろうかと思っております。両者が連携を図り、課題整理を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 答弁ありがとうございます。

教育委員会の議論を経て示された、教育施設の一体型・隣接型が望ましいとのまとめは、総合教育会議でも一致しており、会議を統括する町長として当然尊重するとの確認ができましたので、次の項目、小中一貫教育における部局間の連携の質問に移らせていただきます。

それでは、質問事項の2つ目、部局間の連携についての質問です。

平成27年7月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、首長と教育委員会が、より一層連携した教育行政を推進していくことを目的として、本町においても総合教育会議が設置されました。会議の庶務は、総務部総務課が担当するとし、この会議において町長との協議、調整の場ができ、町長部局と教育部局がより一体となり教育行政を推進することや、教育の質の向上につながることへの期待が寄せられています。

さて、議会における議論を経まして、西谷町長が諸課題を整理する中で教育委員会と精力的に協議、調整を行い、3月議会において一定の方向性を導き出す旨を、28年9月議会で表明された後、過日3月議会29日の議会最終日全員協議会で、学校施設については一体型・隣接型にするとの方向性が示されたことについては、この場におられる議員方々、管理職の皆さんもご存じのことと思います。

ここから私の質問の焦点ですが、総合教育会議の議事録を確認しますと、本年2月17日の同会議において、教育委員会として小中一貫教育の観点から施設のあり方については、一体型・隣接型のほうに効果が期待できる、より望ましいというまとめをしているとの報告があったと思います。

先ほど、経過を含めて申し上げましたように、学校施設については3月議会で方向性を示すとし、宇治田原町にとって重要な教育政策を発表する時期が迫る2月17日から3月29日までの間に、町長が統括する総合教育会議の事務を預かる総務課として、また、各課間の意思疎通を図る目的と、さまざまな行政課題に迅速・柔軟に対応できる組織をつくっていきたいとの考えで、28年度に復活された部長制の中心的役割を務める同課において、この案件についてどのような対応をされたかを答弁お願いします。

○議長（田中 修） 久野村総務部長。

○総務部長（久野村観光） それでは、ご答弁申し上げます。

総合教育会議とは、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進していくための会議で

ざいます。

教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されたところでございます。この法律の規定に基づきまして、宇治田原町総合教育会議が平成27年4月に設置されたところでございます。

同会議は、地方公共団体の長が設置することとされ、教育に関する大綱の制定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒の生命・身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置について、首長と教育委員会で協議・調整を行います。総合教育会議の事務局につきましては、地方公共団体の長が会議を設け、招集することとしていることに鑑みまして、地方公共団体の長の部局で行うことが原則とされておるところでございます。

ご質問の総合教育会議の事務局として総務課は、先ほど述べましたような会議日程の調整また招集、また記録などについての事務をつかさどっておるところでございます。

また、各課間の組織横断的な連携を図るために、平成28年度の機構改革によりまして、新たに部制を導入いたしております。毎月、定例で部長会議を開催し、各部における諸課題等につきまして協議、そして情報の共有を行っておるところでございます。

小中一貫教育につきましては、想定される諸課題等につきまして項目が示され、具体的なスケジュールや予算、財源あるいは跡地利用などにつきまして、今後、協議を進めていくことを確認したところでございます。

以上です。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ご答弁ありがとうございます。

先ほどの私の質問の焦点は、町にとって重要な教育施策を発表する時期が迫る、2月17日から3月29日までの間に、町長が統括する総合教育会議として、また行政課題にスピーディーな対応ができる組織をつくる目的で復活された部長制において、どのような対応をされましたかという質問でしたので、今後、協議を進めていくことを確認したという答弁から、この間は確認をただけで協議をされていないということがわかりました。

さまざまな課題を整理する中で、教育委員会と精力的に協議・調整を行い、3月議会最終日において一定の方向性を導き出すと、昨年9月議会で町長がおっしゃられたも

のですから、当然、諸課題を協議され、今後のタイムスケジュールを示した上での報告をいただけるものと、私を含め議員方々、住民の皆さんが思っていたところであります。

町長は、平成27年度第2回総合教育会議において、今までは教育委員会、また町長部局という形で、ある程度垣根があった部分もあった。首長として教育委員会と連携していくのは大変大切。未来のまちを担っていただける人材、それを育成していくのが教育委員会であると。まちづくり全体を考えると、やはり町長部局と教育委員会は密接な関係にあるのが最善である。お互い課題、問題を共有し、また、予算においてもそういう部分でよくお互いを理解した上で執行しやすくなると述べられております。

2月17日から3月29日まで十分な時間があります。私は、先ほどからこの1カ半月の時間をクローズアップして申しておりますが、協議、調整できる期間は、あえて言うなら昨年9月から本年3月まで6カ月間あったのではないのでしょうか。

教育施設について方向性を示さなければならない3月議会最終日までの間に、町長がおっしゃるように教育現場の課題、住民の方々のご理解、まちづくりの観点からの課題、通学手段等の課題、そして財政面での課題を町幹部が共有し、シミュレーションするように各部長に指示しなければならないと思いますし、それを行ってこそ初めて方向性を示すことができるのです。

それでは、副町長にお尋ねします。「今後、協議を進めていくことを確認した」その後、きょうこれまでの調整・協議状況についてお聞かせください。

○議長（田中 修） 副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、ご答弁申し上げます。

3月17日に開催しました本町総合教育会議におきましても、会議の中で小中一貫教育の方向性としましては、小中一体型・隣接型が望ましいとの意見で一致したところでございます。その後の部長会議では、教育委員会から小中一貫教育を進めるに当たっての財政面、通学方法、施設の問題等々、課題が示されたところであります。

しかしながら、まだまだ今後、協議しなければいけない問題、課題も考えられますことから、さらに掘り下げて議論していかななくてはならないと考えているところであり、長い歴史と伝統のある学校であるがゆえに、また、住民誰もが行ってみたい、行かせたいと考える学校となりますよう、教育委員会を中心に、それぞれの担当部局が英知を結集する中でまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） 副町長、ご答弁ありがとうございます。

しかしながら、私はこう思います。政策は、さまざまな課題を整理した上で、町幹部を含め、職員みんなが共有してこそ初めて、実施時期を示して発表するものであると。

先ほど私が指摘したことをもう一度言いますと、3月議会最終日において一定の方向性を導き出すと、昨年の9月議会で町長がおっしゃられたものですから、当然、諸課題を協議され、今後のタイムスケジュールを示した上での報告をいただけるものと、私を含め議員方々、住民の皆さんが思っていましたし、協議、調整できる時間は、あえて言うなら昨年の9月から本年3月まで6カ月間ありました。

ご答弁の、まだまだ今後さらに掘り下げて協議していかなければならないと考えているでは、政策にスピード感がないばかりか、実行力または責任感がないと言わざるを得ません。町長は、総合教育会議の中でも、あと数年で小学校のほとんどの学年が単学級になってしまうデメリットを議論されているじゃないですか。私たち大人は、子どもたちの育みのために、少しでも早くこのことを回避してあげる責任があるのではないのでしょうか。ご答弁からいたしますと、町長みずから復活された部長制も機能しておりませんし、町長のリーダーシップも発揮されておりません。町長の手腕に期待する者として残念です。今後は、調整・協議を加速していただきたく思います。

最後に町長にお尋ねします。「学校施設については、一体型・隣接型にする」その実現化の時期はいつでしょう。

○議長（田中 修） 町長。

○町長（西谷信夫） 私といたしましては、まず施設整備や人的配置、また、通学手段の確保などの今後の課題と、先ほども申し上げましたが、まちづくりの観点から諸課題を整理し、一つ一つの課題を克服していかなければならないと考えておるところでございます。

また、副町長の答弁にもありましたように、住民誰もが行ってみたい、行かせたいと思える学校とするためにも、時期につきましては、教育委員会と十分協議をする中で判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中 修） 馬場君。

○4番（馬場 哉） ご答弁ありがとうございます。

副町長、町長二人がおっしゃったように、「住民誰もが行ってみたい、行かせたいと思える学校」そうです、「この町に住んでみたい、誰もが住みたい宇治田原」子どもの育みの環境、すなわち施設を含む教育施策を整えることは、人口減少対策と移住・定住

対策推進の一丁目一番地だと思います。

町長は、3月議会で私の質問に、最重要三本柱、都市計画道路宇治田原山手線及び新庁舎建設事業というハード整備のみを優先させようとしているものでなく、人口減少対策と移住・定住対策の推進を連関させ、住みよいまちづくりを推進していくことを公約としているとおっしゃいました。2期目マニフェストの実現のために、4年間でこの教育施策を見える形にしていきたいと思います。

今後は、西谷町長、田中副町長、増田教育長、久野村総務部長、野田建設事業部長、光嶋健康福祉部長、黒川教育部長の皆さんが、各部における諸課題等につきまして協議、情報の共有を行い、部局間の連携を密にさせていただいて、小中一貫教育につきましては、具体的なスケジュールや予算、跡地利用などにつきまして協議を加速していただきたく思います。

この件は、9月議会でも引き続き状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（田中 修） これで、馬場哉君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回は6月22日午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

散 会 午前11時29分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 馬 場 哉

署 名 議 員 藤 本 英 樹